

防災・災害・危機管理対策の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体においては、東日本大震災のような大規模自然災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

国においては、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども・被災者支援法(略称)」の理念に基づき、避難者の意見やニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全確保及び原子力災害対策の強化について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の原因究明のための調査・検証を継続的に実施し、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- (2) 福島第一原子力発電所事故の検証と総括の結果、新しい知見等が出た場合は、速やかに新規制基準へ確実に反映させるとともに、新規制基準に基づく適合性審査の結果を分かりやすく説明し、住民の不安解消に努めること。
- (3) 原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むとともに、原子力事業者の適格性について、企業風土や安全文化を含め、継続的かつ厳格に評価、指導すること。
- (4) 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、国・県・市町村と事業者が相互に連携し、問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。
- (5) 地方自治体が策定した避難計画の実効性を高めるため、原子力災害対策指針における課題解決に向けた方針や、感染症流行時及び大雪等の複合災害時における具体的な避難方法を示すとともに、サイバーテロを含むテロ対策などの必要な課題について、積極的に支援・関与すること。
- (6) U P Z圏内の都市自治体を実施する原子力防災対策に係る経費について、財政支援を講じること。
- (7) 要配慮者利用施設における放射線防護対策への財政支援を拡充すること。
- (8) 原子力施設の安全規制上における「安全協定」のあり方や地方自治体の役割分担を明確にすること。

- (9) 原子力発電所立地地域における広域避難用幹線道路を重点的に整備促進すること。

また、原子力災害時に備え、豪雪時等における安全かつ円滑な避難を確保するため、国の責務として、地域の実情に応じた避難路の整備や住民の輸送手段の確保対策を実施すること。

3 国土強靱化に向けた取組の強化について

- (1) 日本海国土軸を強化する社会資本整備を推進するため、社会資本整備総合交付金等の財政支援措置について、十分な予算を確保すること。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に実施できるよう、必要な予算・財源を確保するとともに、地方の拠点化を図る大型プロジェクトに対して集中的に財政支援措置を講じること。

- (2) 過去の大規模水害を踏まえ、直轄河川における河道掘削やもぐり橋の解消といった流下能力向上、堤防等の整備強化や分水路の抜本的改修など、直轄河川の治水対策を推進すること。

また、治水や利水において広範囲に影響を及ぼす河川について、治水安全度等が早期に向上するよう、管理を直轄化すること。

- (3) 沿川地域住民の生命・財産を守り、企業等が安心して立地できる安全性を確保するため、河川の防災減災対策に対して、財政支援を拡充すること。

- (4) 首都直下地震の発生が懸念される中、太平洋側に偏ったエネルギーインフラを見直し、供給体制の多重化を図るため、日本海側への重点的な整備を促進すること。

4 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 平成29年5月19日付け消防庁長官通知を踏まえ、消防団員の安全確保のための装備充実に対する財政措置を拡充すること。

また、消防団員の処遇改善等を図るため、消防団員の災害以外に係る出動報酬について、地域の実情を考慮し、実績額に応じた出動報酬となるよう財政措置の拡充を図るとともに、地下式消火栓改良事業に対して、防災対策事業債の充当率及び交付税算入率を引き上げること。

- (2) 普通自動車免許で運転できる車両総重量を変更する法改正を受け、豪雪地帯で必須となるトラック型の消防団車両を運転できない団員が発生しており、有事の際、速やかな出動に支障を来す恐れがあることから、地域の実情を踏まえ、必要な措置を講じること。

- (3) 被災者生活再建支援法について、被災世帯数の基準を設けず、被災した全ての世帯が支援を受けられるよう要件を緩和すること。

- (4) 避難所での感染症対策と生活環境の整備等を図るため、必要な資機材や食料などの物資確保に係る補助制度を創設すること。

- (5) 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に当たっては、実効性のある計画が策定できるよう財政措置の拡充等を図るとともに、策定の参考となる具体的な取組指針を早期に明示すること。

- (6) 防災行政無線の保守点検及び、緊急情報の多様な伝達手段強化に係る費用について財政支援を拡充すること。

(7) 津波注意報と同時に発令する避難指示について、居住地域ごとに細かく避難指示が発令できるよう、明確で住民に分かりやすい避難行動基準を設定すること。

また、避難指示等の在り方について、より具体的に提示すること。

(8) 大雪による災害救助法適用時における救助可否の判断に当たっては、大雪の特徴を考慮した現実的かつ明確な判断基準を設定すること。

5 北朝鮮による拉致問題の早期解決について

日本国政府として、主体的に北朝鮮と直接交渉を行い、拉致問題を一刻も早く全面解決すること。

また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。